

改正

平成29年12月14日条例第34号

吹田市都市公園法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、吹田市都市公園条例（昭和39年吹田市条例第23号）に定めるもののほか、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置の基準)

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定めるとおりとする。

(公園施設の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定めるとおりとする。

(運動施設の敷地面積の都市公園の敷地面積に対する割合)

第4条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月14日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。